法56条による建築物の各部分の高さに関する制限

R 3.6現在

	容積率による区域の区別 ※3	斜線制限			
地域又は区域		道路		隣 地	-11/Bil
		A:勾配	L:適用距離(m)	除社1日	北側
第一種低層専用地域 又は 第二種低層専用地域	20/10以下の場合	1.25	20		A=1.25 H=5
	20/10を超え、30/10以下の場合		25		
	30/10を超え、40/10以下の場合		30		
	40/10を超える場合		35		
第一種中高層専用地域 又は 第二種中高層専用地域	20/10以下の場合	·1.25	20	A=1.25 H=20	A=1.25 H=10 ※1
	20/10を超え、30/10以下の場合		25		
	30/10を超え、40/10以下の場合		30		
	40/10を超える場合		35		
第一種住居地域 又は 第二種住居地域 又は 準住居地域	20/10以下の場合	1.25	20		
	20/10を超え、30/10以下の場合		25		
	30/10を超え、40/10以下の場合		30		
	40/10を超える場合		35		
近隣商業地域 又は 商業地域	40/10以下の場合	1.5	20	A=2.5 H=31	
	40/10を超え、60/10以下の場合		25		
	60/10を超え、80/10以下の場合		30		
	80/10を超え、100/10以下の場合		35		
	100/10を超え、110/10以下の場合		40		
	110/10を超え、120/10以下の場合		45		/
	120/10を超える場合		50		
工業地域 又は 準工業地域	20/10以下の場合	1.5	20		
	20/10を超え、30/10以下の場合		25		
	30/10を超え、40/10以下の場合		30		/
	40/10を超える場合		35		
用途地域の 指定のない区域	20/10以下の場合 ※2	1.25	20	A=1.25 H=20 %2	
	20/10を超え、30/10以下の場合 ※2		25		
	30/10を超える場合 ※2		30		

^{※1} 日影による中高層の建築物の高さの制限における指定がある場合を除く

^{※2 1.25}または2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し、当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

^{※3} 敷地が2以上の地域・地区等にわたる場合の容積率は、法第52条第72項の規定による敷地面積の割合による加重平均としてください